

■通常郵便貯金規定

1 取扱郵便局等の範囲

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第5条第3項において「整備法」といいます。）附則第5条第1項第1号に掲げる通常郵便貯金（以下「この貯金」といいます。）は、特に取り扱わないことを当機構所定の方法により公表した郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下同じとします。）以外の郵便局等において払戻しができます。

2 利子

(1) この貯金の利子は、当機構所定の利率により計算し、毎年3月31日を区切りこれを元金に加えます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この貯金の利子は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は10円とします。利子の金額は、円未満は切り捨てます。

(3) この貯金の利子は、前項の方法により計算し、その金額に1銭未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

3 印鑑照合

通帳、貯金証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳若しくは貯金証書の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当機構、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び簡易局受託者は責任を負いません。

4 全部払戻し等

(1) この貯金の全部払戻しの請求をしようとするときは、当機構所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）し、通帳を添えて郵便局等に提出し、又は通帳若しくは貯金証書の所定の欄に記名押印（又は署名）し、当該通帳若しくは貯金証書を郵便局等に提出してください。

(2) 前項の請求があったときは、払戻金額を記載した払戻証書を当機構所定の方法により発行しこれを請求人に交付します。ただし、当機構が支障がないと認めたときは、当機構所定の方法により払戻金を払い渡します。

(3) この貯金の全部払戻しの請求による払戻金については、当機構が支障がないと認めたときは、前項の規定により発行した払戻証書による払渡し又はその他当機構所定の方法による払渡しに代えて、指定した株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金に振り替えてする預入の取扱いを請求することができます。

(4) 前項の取扱いを受けようとするときは、当機構所定の払戻請求書又は通帳若しくは貯金証書に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、通帳又は貯金証書と株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の通帳を添えて郵便局等

に提出してください。

(5) 次の一にでも該当した場合には、当機構は、この貯金の取扱いを停止し又は預金者に通知することによりこの貯金の全部払戻しをすることがあります。なお、通知により貯金の全部払戻しをする場合、当該通知の到達のいかんにかかわらず、当機構が全部払戻しの通知を届出のあった氏名、住所にあてて発した時に全部払戻しされたものとしします。

① この貯金の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は貯金の名義人の意思によらないことが明らかになった場合

② この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され又はそのおそれがあると認められる場合

③ 法令に定める取引時確認の際に届け出た事項に偽りがあることが判明した場合

④ ①から③までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当機構からの確認の求めに応じない場合

(6) 前項により、この貯金が全部払戻しされ残高がある場合又はこの貯金の取扱いが停止されその解除を求める場合には、通帳又は貯金証書と印章を持参のうえ郵便局等に申し出てください。この場合、当機構は手続に相当の期間をおき、必要な証明資料等の提出を求めることがあります。

5 権利の消滅等

(1) この貯金について、10年間、払戻しがなく、かつ、通帳又は貯金証書の再交付に係る請求その他当機構が別に定める取扱いがない場合は、当機構は、一部払戻しの取扱いをしない貯金（以下この条において「睡眠貯金」といいます。）として取り扱います。

(2) 睡眠貯金について、通帳又は貯金証書の再交付に係る請求その他当機構が別に定める請求又は届出があった場合は、全部払戻しの請求があったものとみなして、当機構所定の方法により払い渡します。

(3) 睡眠貯金になった後10年間全部払戻し（前項により全部払戻しの請求とみなされるものを含まず。）がない場合には、当機構はその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から2か月以内に預金者からの処分の請求がないときは、整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法の規定に基づき、その貯金に関する預金者の権利は、消滅します。

6 譲渡制限

(1) この貯金に関する預金者の権利は、親族に譲り渡すとき又は遺言によって譲り渡すときに限り、譲り渡すことができます。

(2) この貯金に関する権利を譲り受けた者は、当機構所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。

7 相続等による名義書換等

- (1) 相続又は合併等によりこの貯金に関する預金者の権利を取得した者は、当機構所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。
- (2) 当機構が支障がないと認めてこの貯金の相続に伴う分割払戻しの取扱いをする場合には、相続人の相続割合に応じて当機構所定の方法により計算した金額及び当該金額に係る利子の合計額を払い渡します。
- (3) 前項の金額は、円未満は切り捨てます。

8 通知等

当機構は、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9 規定の適用

この貯金には、本規定のほか、「郵便貯金共通規定」が適用されます。

10 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。